

地方独立行政法人北海道立総合研究機構告示第14号

地方自治法施行令第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和5年（2023年）5月8日

地方独立行政法人北海道立総合研究機構
理事長 小 高 咲

1 資格及び調達をする役務等の種類

令和5年度において地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下、「道総研」という。）が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契約

令和5年5月8日に一般競争入札の公告を行う道総研敷地草刈り業務委託契約

(2) 資格

道総研敷地草刈り業務に関する資格（以下、「資格」という。）

(3) 役務等の種類

道総研敷地の草刈り（刈り取ったものの処理等を含む。）

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北海道又は道総研が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は道総研が行う競争入札への参加を除外されていない者であること。

(4) 暴力団関係事業者等でない者であること。

(5) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

(6) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。

ア 健康保険法第48条の規定による届出

イ 厚生年金法第27条の規定による届出

ウ 雇用法兼法第7条の規定による届出

(7) 資格審査申請の申請日において、引き続き2年以上営業期間がある者であること。

(8) 北海道内に本社又は支社（支店及び営業所を含む。）を有する者であること。

(9) 令和3年度又は令和4年度に官公庁（独立行政法人を含む。）と当該業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結している者であること。

3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期

資格審査の申請は、令和5年（2023年）5月8日から同年5月17日まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法

資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、道総研ホームページに記載するメールアドレスあてに請求した場合、メールで交付する。

(3) 申請の方法

資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。郵送可。

4 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。郵送可。

5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の（1）に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の（1）に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

6 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

(1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

(2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

7 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名称

道総研本部経営管理部財務グループ

(2) 所在地

郵便番号 060-0819 札幌市北区北19条西11丁目

(3) 電話番号 011-747-2798